

学校いじめ防止基本方針

はじめに

本校は、人間尊重の精神を教育の基盤に置き、「たくましい力と思いやりの心を持ち、社会に貢献できる生徒の育成」を学校教育目標として、「21世紀を生き抜く学力」「ゆたかでたくましい思いやりのある心」「いのちを大切にし、強いからだ」の育成に向けた教育活動に取り組んでいる。また、生徒の健全な育成を願って、学校、保護者、地域が、各々の果たすべき役割の相互理解の下、正確な情報を共有し、迅速に対応しようとする、前向きな協力体制の構築にも取り組んでいる。

いじめ防止対策推進法13条の規定に基づき、本校ではそれぞれの実態に応じ、いじめ防止等のための対策を効果的に進めるために、市の基本方針を参考にして、具体的な実施計画や実施体制を定め、学校いじめ防止等の取り組みに関する基本方針を改定する。

1 基本的な考え方

- ① いじめは全ての生徒に起こり得るものであることを認識し、本校の最重要課題の一つとして位置づけ、一人の教職員が抱え込むことなく、学校全体で取り組む。
- ② あらゆる教育活動を通して、全ての生徒に「いじめは絶対に許されない」という考えを理解させる。
- ③ いじめ防止の取り組みは、教職員による取り組みだけでなく、生徒の主体性も尊重したものとする。
- ④ 保護者、地域の協力を得て、学校を取り巻くコミュニティ全体でいじめ問題に取り組む体制を構築する。

2 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「学校に在籍する生徒に対して、一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の被害対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」

具体的には、次のような態様が考えられる。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団から無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる

- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることは出来ない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- いじめに係る行為が止んでいること
- 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

4 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

いじめ防止委員会は、「生徒指導上の問題」が、「いじめ」に当たるのかを判断し、いじめの解消の対処に当たるだけでなく、学校いじめの防止等に向けた教育課程の編成・実施等、より積極的な機能や役割を担うことの出来る組織とする。

(1) 構成員

いじめ防止委員会の構成員は、校長、教頭、生徒指導担当教員、教育計画担当教員、養護教諭をはじめ、個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他の関係者により構成し、チームとして取り組む。

(2) 役割

いじめ防止委員会は、次の実務を行う

- 学校基本方針に基づく取組に係る年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- いじめの疑いの情報が報告された際の緊急会議の開催、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携といった組織的対応
- 学校基本方針の内容の検討
- 校内研修の企画及び運営
- 保護者や地域との連携、情報の提供

また、次の役割を担う。

- いじめの相談・通報の窓口
- 法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う際の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応）
- 推進法第2条に規定されている「いじめの定義」を全教職員が理解し、積極的にいじめの認知を行うことが出来るような組織体制の確立
- 学校基本方針に基づき、いじめ防止等の取り組みに関して、教育課程の編成・実施等具体的な年間計画を作成すると共に、その実施結果の検証。また、必要に応じ、学校基本方針を改定する。
- 部活動での問題についても共通理解を図り、組織的対応を行う。

5 学校評価による年間計画の見直し

学校基本方針に沿って実施したいじめ防止等のための取り組みや校内研修等の取り組み状況等を学校評価の評価項目に位置づけ、P(計画)D(実施)C(検証)A(改善)サイクルの中で、定期的に点検、評価を行い、年間計画を見直していく。

なお、学校評価に当たっては、いじめの認知件数のみを評価対象とせず、生徒や地域の実情等を踏まえて目標を設定し、組織的対応の取り組みとして評価されるよう留意する。

6 教職員研修

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、また教職員同士が気軽に相談できる協働性豊かな職場の雰囲気重要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見交換できる雰囲気の中で、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めなければならない。

研修内容としては、生徒一人一人が自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級（学年、学校）経営のあり方、またカウンセリングマインドなど生徒理解による生徒指導のあり方など、いじめ防止に資する研修を多角的に取り上げる。

また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に対する学校の取組方針の研修や個別の事例研究等を通して教職員の共通理解を図るようにする。

研修の講師等として、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、医師、弁護士などの専門家を活用する。

研修は次のことに留意して行う。

- 少なくとも年に1回以上行う
- 年間計画に位置付けて行う
- 形骸化することなく、実態に応じた内容で行う

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ学級経営、集団づくり、授業づくり、生徒理解等、多様なテーマに及ぶ。教職員がこれ

らの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見だし、教職員の共通認識や問題意識が形成されるよう行う。

7 生徒の主体的な活動

学校全体でいじめ防止に取り組むには、生徒と教職員との対話を通して生徒の考えを実現していく観点から、生徒の主体的な活動を、特別活動をはじめとする教育課程に位置づけるなど、指導上の方向性を明確にする。

生徒会活動の中で、いじめの防止等に関する取り組みを議題としたり、学級活動の中でもいじめのない学級作りを取り上げたりするなど、生徒自らが自分たちに出来ることについて考えることは有効である。具体的な内容として

- 「多様性」を認め合える学級や学校とはどのようなものか。
- どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか。
- いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどうしたらよいのか。

8 家庭や地域との連携

保護者や地域の協力を得るために、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

生徒を取り巻く多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、育友会や地域の関係団体など、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域とが組織的に協働する体制を構築する。

9 いじめの未然防止

学校の教育活動全体を通じて、生徒一人一人の内面理解に基づき、すべての生徒が規律ある態度で授業や行事に主体的に参加、活躍できる体制作りを進める。このことを基盤として、命や人権を尊重した豊かな心を育成する。

(1) 人権教育の実施

いじめは相手の人権を侵害する行為であり、絶対に許されるものではない。

このことを生徒一人一人がしっかりと理解し、互いの人権を尊重する心を育むことが肝要である。それゆえ、全ての教育活動の中で人権尊重の視点に立った取り組みを実施する。また、様々な機会を通して、保護者・地域に対しても啓発を行う。

(2) 道徳教育の実施

いじめをしない、させない、許さない、見逃さない態度を育成するにあたっては、生徒に“生命を大切にする心”、“他人を思いやる心”や“善悪の判断”などの規範意識を持たせることが必要となる。「私たちの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」などの教材を活用して、充実した道徳教育を計画的に進めていく。

(3) 体験活動の実施

体験的な活動は、生徒の豊かな人間性や価値観を形成し、自尊感情の獲得、仲間意識や自己肯定感の醸成をもたらす。第1学年の転地学習、第2学年のトライやるウィーク、第3学年での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

(4) 部活動における指導の充実

中学生が自分の学級や学年を離れて自主的・自発的に参加する部活動は、生徒の自主性・協調性・責任感・連帯感・などを育成し、自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義は高い。このような意義が達成されるよう「宝塚市立中学校部活動ガイドライン」に則り、生徒の主体性、自主性を育む部活指導を通して、いじめ等の発生防止を含めた適切な集団づくりを行う部活動文化の醸成を図る。

指導に当たっては、部員の一体化と称して「連帯責任」を取らせるなど、部員から特定の生徒に対して非難が向けられるような指導ではなく、対話を重視した指導を行う。また、部活道内でのいじめや生徒指導上の問題を部活動内に留めることなく、学校いじめ防止委員会等で情報共有を行い、適切な対応を組織的に行うようにする。

10 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施すると共に、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。

学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象生徒が卒業するまでとし、回答をとりまとめた文書は5年間保存する。

また、第1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクゼーション、アンケートへの回答、回答後の担任等による面談という一連の指導として行い、回答結果の分析に応じて、スクールカウンセラーなどの臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

(2) 教職員と生徒との良好な人間関係の構築と相談体制機能の充実

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている生徒やその保護者、またいじめを見た生徒などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから生徒・保護者との良好な関係を構築する。

アンケート実施後の全員面談や相談週間をもうけると共に、教育委員会と連携し、スクールカウンセラー等の専門家を活用するなど、学校の相談機能の充実に努める。また、教育委員会（教育支援課）の相談窓口等、いじめについて相談するところの周知の徹底

を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備や周知に努める。

(3) 生徒の SOS を発信できる力の育成

相談機能の充実を図ると共に、自殺予防プログラム等を実施し、生徒が自分自身や友達
の危機に気づき、問題を一人で背負い込まずに対処したり関わったりし、信頼できる
大人につなぐことの重要性を理解する等、生徒の SOS を発信できる力の育成を図らな
ければならない。

1 1 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- ① 遊びや悪ふざけであっても、いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。
- ② 生徒や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。その際、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。

(2) いじめを受けた生徒や保護者への対応

- ① いじめを受けた生徒から事実関係の丁寧な聴取を行う。
- ② その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すこと、秘密を守ることを伝える。
- ③ いじめを受けた生徒にとって信頼できる友人や大人などと連携し、生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ④ いじめを受けた生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。
- 5 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意する。

(3) いじめた生徒への指導、その保護者への対応

- ① いじめたとされる生徒からも事実関係の丁寧な聴取を行う。
- ② 聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。

3 家庭における生徒への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた生徒に対する別室での指導、懲戒(学校教育法第 1 1 条)もあり得る。その際は、教育委員会との十分な協議の上で行う。

(4) 周囲の児童生徒への対応

- ① いじめを見ていた生徒に対しては、自分の問題として捉えること、いじめを止めるこ

とはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。

② はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は“いじめに加担する行為である”ことを理解させる。

いじめは学級（学年、学校）全体の問題であることを生徒に理解させながら、被害生徒と加害生徒、周りの生徒との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

(4) 教育委員会との連携

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、その指導助言を得ながら、管理職が中心となって組織的に対応し、迅速に問題の解決にあたる。また、経過観察・解消等のいじめ事案の状況を適宜、教育委員会に報告し、教育委員会との連携を図る。

1 2 ネット上のいじめへの対応

インターネット等によるいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業作り」「集団作り」「生徒の主体的な活動」等の取り組みと共に、生徒、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、生徒の些細な人間関係や生活、心情の変化を捉えるため、常にアンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるにあたり、教育委員会に報告すると共に、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取り組みについても周知する。

1 3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合

年間30日以上の欠席でなくても、生徒がいじめにより一定期間連続して欠席しているような場合、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対処を行う。

13 その他の事項

(1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル」や市教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。